# こうちプレコン相談窓口貸出物品に係る事務取り扱い

（目的）

第１条　こうちプレコン相談窓口が保有する性教育に関する指導用資材や模型等の物品（以下「貸出物品」と言う。）を貸し出すことで、包括的な性教育を推進することを目的とする。

（貸出対象者）

第２条　貸出対象者は下記のとおりとする。

（１）高知県及び県内市町村（広域連合を含む）又はその委託を受けた者

（２）教育委員会、小中高等学校、その他教育関係機関

（３）その他性教育を実施する団体

２　暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。）が関係する団体及び営利を目的に利用する団体は貸出不可とする。

（貸出物品）

第３条　貸出物品は下記のとおりとする。

（１）妊婦体験スーツ　　　　２セット

（２）妊婦体験ベルト（胎児付き）　１個

（３）胎児人形（７体）　　　２セット

（４）沐浴人形　　　　　　　３体

（５）性教育に関する書籍、DVD、紙芝居

（貸出の承認）

第４条　前条（１）から（４）の物品の貸出を希望する者は、電話でこうちプレコン相談窓口に予約状況を確認のうえ、別紙貸出申込書（様式１）を、貸出日の７日前までに子育て支援課に提出しなければならない。また、前条（５）の物品の貸出を希望する者は、こうちプレコン相談窓口への電話または同窓口で申し出なければならない。

２　貸出期間は、前条（１）から（４）の貸出物品については原則７日以内、（５）については原則１か月以内とする。

３　子育て支援課長は、第１項の申込内容を承認する場合は、前条（１）から（４）の貸出物品については、別紙貸出承認通知書（様式２）により借受者に通知することとする。また、前条（５）の貸出物品については、こうちプレコン相談窓口備え付けの貸出簿により整理を行うこととする。

（貸出料及び搬送）

第５条　貸出に要する費用は無料とする。

２　物品の搬送は借受者が行うこととする。

（損害賠償）
第６条　貸出物品の破損や故障、紛失が起こった場合は、借受者が修理費用や代替品の購入費用を負担するものとする。

（物品貸出の制限）
第７条　借受者は、承認を受けた貸出申込書に記載した目的以外で使用してはならない。
２　借受者は、子育て支援課長の承認を得ないで貸付物品の使用権を第三者に譲渡し、又は当該物品を転貸してはならない。

（施行期日）
この事務取り扱いは令和７年８月１日から施行する。

（附則）
この事務取り扱いは令和８年４月１日から施行する。